高崎市障害者支援協議会設置要綱（案）

（設置）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。）第８９条の３第１項により、障害者又は障害児（以下「障害者等」という）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域の実情に応じ、相談支援をはじめとする福祉サービスを適切に提供する支援体制の整備を図るため、高崎市障害者支援協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（所管事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を掌る。

（１）中立公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を行うこと。

（２）個別の相談事例及び困難事例等の対応において課題となった社会的・制度的な事項に関する協議を

　　行うこと。

（３）協議会の構成員が業務や活動の状況を報告し、情報の共有を図ること。

（４）地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議を行うこと。

（５）地域の社会資源の開発及び改善に関する協議を行うこと。

（６）市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する協議を行うこと。

（７）障害福祉計画等の進行管理及び運営状況に関する協議を行なうとともに、障害福祉計画等の策定及び

見直しに関する助言を行うこと。

（８）その他地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して必要な協議を行うこと。

（委員の構成）

第３条　協議会は委員２０名以内をもって組織する

２　委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

（１）保健・医療関係者及び学識経験者

（２）地域代表者

（３）障害福祉サービス事業者

（４）教育関係者

（５）指定相談支援事業者

（６）就労関係者

（７）療育・相談機関

（８）障害者団体関係者

（９）権利擁護関係者

（１０）その他市長が特に必要と認めたもの

３　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（身分）

第４条　委員は一般職の非常勤職員とする。

（役員）

第５条　協議会に次の役員を置く。

（１）会長　１人

（２）副会長　１人

２　会長及び副会長は委員の中から次条第１号の全体会において互選する。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の構成）

第６条　協議会は、次の会議で構成する

（１）全体会

（２）定例会

（３）特定課題部会

（全体会）

第７条　全体会は、必要に応じて会長が招集する。

２　全体会の構成員は、第３条の規定による委員とする。なお、必要に応じて専門機関の職員等及び関係機関の責任者等に出席を求めるものとする。

３　会長が、全体会の議長となる。

４　全体会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

５　全体会は、委員及び事務局から提案又は報告があった事項について協議を行う。

６　全体会の議決を要する議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときには、会長の決するところによる。

（定例会）

第８条　協議会は、障害者等の日常生活における地域の現状や課題などを協議するため、定例会を置く。

２　定例会の構成員は、会長が指名する。なお、必要に応じて専門機関の職員等及び関係機関の責任者等に出席を求めるものとする。

３　定例会に定例会長を置き、当該定例会に属する委員の互選により選任する。

４　定例会長に事故があるとき、又は定例会長が欠けたときは、当該定例会に属する委員のうちから定例会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

５　第７条第１項及び第３項の規定は、定例会の会議について準用する。

６　定例会で協議した内容については、必要に応じて特定課題部会に報告するものとする。

（特定課題部会）

第９条　協議会は次の各号に掲げる事項の検討等を行うため、当該各号に定める特定課題部会（以下「部会」という）を置く。

（１）障害者等の就労及び地域生活に係る支援等に関する事項　生活支援部会

（２）障害者等の虐待防止や差別解消及び権利擁護等に関する事項　権利擁護部会

（３）障害福祉計画等の計画策定等に関する事項　計画策定部会

（４）地域生活支援拠点等に関する事項　地域生活支援拠点部会

（５）その他市長が特に必要と認めた事項

２　部会の構成員は、会長が指名する。なお、必要に応じて専門機関の職員等及び関係機関の責任者等に出席を求めるものとする。

３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

６　第７条第１項及び第３項の規定は、部会の会議について準用する。

７　部会での検討における経過及び結果については、原則全体会へ報告する。

　（意見の聴取）

第１０条　会長は、必要に応じて協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

（秘密の保持）

第１１条　委員は、個人情報等、協議会において知り得たことを他に漏らしてはならない。

（事務局）

第１２条　協議会の事務局は、高崎市福祉部障害福祉課に置く。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年１月２３日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、高崎市自立支援協議会設置要綱の名称を改正したものとする。ただし、この要綱の第６条から第８条の会議構成については平成２９年４月以降適宜施行し、その他の事項については、

平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年６月１日から施行する。